

学校開放利用希望について

定期的な施設利用を希望する場合、定期利用施設を登録することができます。

登録内容

4 登録の要件

学校開放施設利用登録団体や社会教育関係団体等の団体で、責任者及び使用者・使用目的・活動内容が明確な団体に限ります。

5 登録有効期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

6 登録対象施設及び単位

見附市内小・中学校の体育施設（屋内運動場、屋外運動場）及び校舎等（特別教室）
ただし、各学校の施設状況により異なります。

体育館は見附小学校と中学校4校は半面、その他の小学校は全面を登録単位とします。

登録申込

7 申請

「見附市学校開放施設利用希望申請書」に必要事項を記載のうえ、持参、郵送またはメール（ky-soumu@city.mitsuke.niigata.jp）で提出してください。

※メールの際は件名に「学校開放」と入力してください。受信後1週間以内に「確認しました」と返信いたします。返信が届かない場合はご連絡ください。（セキュリティ強化のためメールが届かない場合がありますので返信させていただきます。）

8 提出期限

随時受付中

※ 申込が重なった場合、調整させていただくことがあります。

9 登録申込先及び問い合わせ先

見附市教育委員会 教育総務課 電話 62-1700（内線412）
〒954-8686 見附市昭和町2丁目1番1号

注意事項

- ・ 活動内容によって、使用できない施設があります。
- ・ 学校活動や、中学校部活動地域移行団体の活動、市主催事業に係る使用が優先となります。あらかじめご了承ください。
- ・ この手続きは利用施設を登録するものです。実際の利用にあたっては『学校使用許可申請書』の提出が必要です。